

地方自治法における地方議会の役割、議員の職務等の明確化

令和5(2023)年4月26日、地方自治法改正案が参議院本会議で可決・成立し、地方議会の役割や議員の職務等が地方自治法上で明確化されました(同年5月8日施行)。

地方議会の役割等に係る地方自治法の規定

法改正前

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。

法改正後

第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

②普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

③前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

地方議会に係る憲法の規定

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

②地方公共団体の(略)議会の議員(略)は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

国会の役割等に係る憲法の規定

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第四十二条 (略)

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② (略)

住民の地方議会への関心・理解を深め、女性や若者、会社員など多様な人材が参画する活力ある地方議会の実現の契機に！